

〔No. 23-30〕

令和6年1月31日

報道機関 各位

パートナーシップ宣誓制度の都市間連携を開始 新たに大阪府・兵庫県内を含めて31自治体に拡充！

長岡京市では、令和3年6月に、「長岡京市パートナーシップ宣誓制度」を開始し、LGBT等の性的マイノリティへの支援に努めてきました。

この間、京都府下において、5自治体間で連携協定を締結するなど、宣誓者の負担軽減に取り組んできたところですが、このたび、こうした枠組みをさらに広げ、新たに大阪府、兵庫県及び京都府内の自治体と都市間連携を行うこととしましたのでお知らせします。

これにより、府県をまたいで「パートナーシップ宣誓制度」の利用者が転居をされても、簡易な手続で、転入先の自治体から宣誓書受領証等の交付が行えるようになることから、宣誓の効果を継続することが出来ます。

パートナーシップ宣誓制度の都市間連携

1 連携開始日 令和6年4月1日(月)

2 連携自治体 31自治体

【京都府】8自治体(京都市、福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、大山崎町)

【大阪府】12自治体(大阪府、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市)

【兵庫県】11自治体(尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、淡路市、猪名川町)

3 連携の概要

【目的】パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた人の連携自治体間における住所の異動に伴う手続の負担軽減を図る

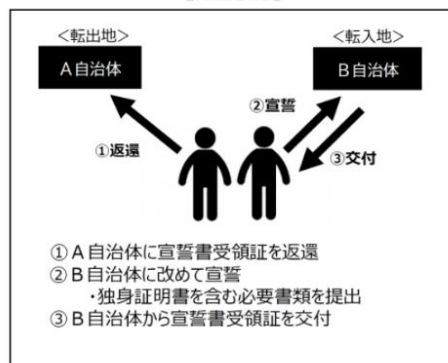
【対象】一方又は双方が性的少数者の当事者で、連携自治体において、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた人(以下「宣誓者」という)

【内容】

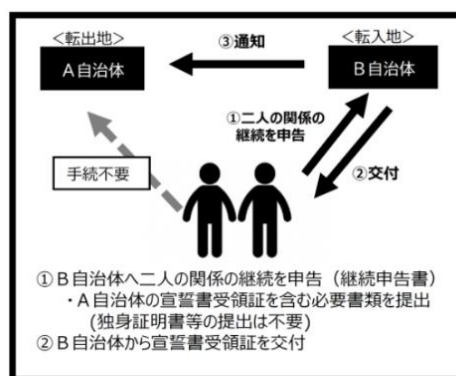
①連携自治体間で宣誓者が住所の異動を行う場合、宣誓者がすでに転出地の連携自治体において受領証の交付を受けている事実を踏まえ、転入先の連携自治体は、それぞれ定めるところにより、簡易な手続で受領証を交付する

②転入先の連携自治体は、①により受領証を交付したとき、宣誓者の同意に基づき、その旨を宣誓者の転出地の連携自治体へ通知するものとする

【連携前】



【連携後】



■「長岡京市パートナーシップ宣誓制度」

この制度は、双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを、市長に宣誓し、市長が受領証等を交付するものです。

長岡京市は、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すことを目的に導入しました。

【この案件についてのお問い合わせ先】

長岡京市 対話推進部 共生社会推進課 人権・共生社会推進係 電話：075-955-3180